

# 山形村誌 第二卷●史料編 (近世) ●目次

口絵	2
発刊のあいさつ	久慈市長 山内隆文
凡例	1 2
八戸藩領と山形の交通図	4 4
藩政時代の山形村と現在の道	4 7

## 藩政史料

【概説】 山形村（七村）のあゆみ ————— 5 0

慶安三年 ————— 7 2

三月 久慈御蔵の米・大豆・鉄の在庫を改める

六月 久慈御金山奉行を洪民六郎兵衛に交代する

他領米入込みを禁止するため、日野沢・戸呂町へ米留め役人を派遣する

九月 飛脚遅延につき、関の惣左衛門など一里番の者を取り調べる

十月 戸呂町・日野沢などに派遣した米留め役人を引き上げる

慶安四年 ————— 7 3

三月 久慈御蔵の米・大豆・鉄の勘定目録が出来る

五月 久慈御金山の米売りを久慈町の者へ申し付ける

承応元年 ————— 7 3

五月 久慈御蔵の米・大豆・鉄の勘定目録が出来る

久慈金山奉行を任命

繋の馬内金山にて、隠堀の者が見つかる

六月 関・戸鎖などに派遣した役人を引き上げる

六月 繋・夏井の金山へ御米差しを派遣する

七月 関村関所で女・馬・鉄類などの留物の品々を通達

十月 久慈通へ漆かきを派遣する

承応二年 ————— 7 4

十月 久慈通の漆かきより、漆・漆の実を上納する

明暦二年 ————— 7 4

十二月 久慈御蔵の米・大豆・鉄の勘定目録が出来る

万治元年 ————— 7 5

十一月 久慈御蔵の米・大豆・鉄の勘定目録が出来る

寛文元年 ————— 7 5

二月 久慈・小国・八戸などの鶴の巢を調査

寛文五年 ————— 7 5

八月 米・大豆・雑穀等の五戸・三戸への移出を禁止する

馬の他領売りを禁止する

八月六日に葛巻村が全焼する

久慈・野田における猪・鹿・鳥等の討ち上げ鉄砲を許可する

十月 久慈の深田金山へ水抜きのため、盛岡の者の派遣を許可

寛文七年 ————— 7 6

九月 久慈代官所へむまたなどの輸送の書状を出す

各代官所へ討ち留めの鹿の皮・油の上納を命ずる

十一月 深田金山の水抜き証文が出る

久慈代官所などの下田の金役につき、代官へ相談のこと

寛文八年 ————— 7 7

二月 久慈代官へ入用の鉄を催促

四月 小国の鉄吹き人一家殺害の手がかりなし

久慈代官所の御蔵米の売却代金の報告

五月 久慈代官所より百石百目の金役の上納金を持参

九月 久慈代官へせり駒代・物成金の上納を催促

十月 久慈代官より物成金を持参

十二月 久慈代官より物成金を上納する

寛文九年

二月 久慈長久保山の木材を切り売りした百姓、御免となる

六月 伊勢などへ参詣の者に通行手形を発給

九月 久慈代官へ拝借金は塩・鉄ではなく現金にて皆済するようにとの指示

きりしたん宗門改めの実施

久慈代官へ盛岡よりの鉄は沼宮内へ運送するようにとの指示

久慈に留山を命ずる

十月 久慈代官より年貢金を上納する

延宝元年

七月 久慈代官所内に金山希望の者のため、役人を派遣する

延宝二年

二月 久慈代官の交代

六月 久慈からの熊野・伊勢参宮の者へ通行証文が出る

八月 久慈代官より久慈物成金を上納する

久慈通などの検見役人を任命

白酒・麴の買い置き禁止

穀物他領出し禁止

十月 久慈の検見終了、役人帰る

久慈通などの領分中へ、米・雑穀改め役人を任命

延宝三年

閏四月 葛巻の強盗殺人の犯人として、繫村の百姓などを逮捕する

五月 久慈の物成金を上納する

延宝五年

十月 久慈より物成金を上納する

延宝六年

二月 久慈検地の打ち直し終了

九月 久慈・軽米へ新田検地役人を派遣する

十月 久慈・軽米の新田検地終了

延宝七年

九月 久慈・軽米の検地役人を派遣する

久慈・軽米の検地役人の任命

延宝八年

五月 久慈百姓より盛岡送りの鉄一駄の重量、従来通りとなる

他領へ参詣する者への通行手形、盛岡御町奉行より出る

十二月 繫村の者らに水抜き証文が出る

天和二年

正月 久慈・軽米の代官交代

四月 百姓より願いの久慈・軽米通の鉄の買い上げを許可する

九月 久慈・軽米の二才駒帳を渡す

十一月 野田村の者、八戸領小国村へ馬を隠し置き、駒改めを逃れたため料金を課す

天和三年

閏五月 久慈へ御金山奉行を派遣

貞享元年

五月 八戸南部領郷村高辻帳(石高合計)

正月 八日町又兵衛、久慈などの百姓の訴えにより鉄類商売不許可となる

二月 久慈肝煎、御屋敷持小頭と兼務となる

田名部金山への就労も含め、領内男女の他領行きを禁止する  
久慈にて博打宿をした者、成敗となる

四月 各代官所へ、古雑穀・古米を利付や利無にて拝借を指示

五月 御役紫・御買紫の値段を決める

久慈・軽米の鋤・鑿鍛冶の税金を引き下げる

六月 早損の田に稗・蕎麦・小豆を植えることを奨励する

土大豆を入札とする

久慈・軽米代官の勘定

各代官所の早損を江戸へ報告

久慈・軽米の去年分の年貢などの勘定目録が出来る

七月 野田からの鉄荷は、代官の手判のある者に限り通行を許可する

八月 盛岡領通行は、八戸藩家老の手判で通行出来ることとなる

関所の境目の判鑑を送る

九月 年貢割付の下札を交付する

天和元年分の久慈・軽米の勘定

久慈・軽米の御蔵借金の勘定目録ができる

久慈・軽米の去年取り上げの麴代金を支払う

久慈の新田と本田の打ち直し検地役人を派遣

十月 久慈・軽米の下札を交付

四月 関村の由兵衛が馬を引き、七戸で検問される

五月 久慈・軽米代官の勘定終了

八月 久慈の風水害検分の役人が帰る

九月 鬼柳境目番所の通証文の判鑑を盛岡へ届ける

正月 久慈の雑穀と鉄の御蔵工事を入札する

久慈御検地役人を任命する

久慈御蔵の大工手付金を渡す

二月 久慈検地の経費を事前に交付せず

湊村の橋工事に、久慈から人足を出すことの御免願

三月 久慈山方通の検地の日程

正月 関と小国の伝馬所、仕事減少につき諸税免除の再検討を命ずる

久慈通鍛冶屋・銅屋改め役人の免高及び下代の役料の検討

久慈谷地堰の郷普請の検討の指示

二月 荷軽部の者の手形を代官が持参

山形通は不作であるが、打ち直し検地は春に実施することに  
変更される

関・小国の伝馬高を半役とし、大野鉄類役人免高を変更、下  
代の役料を決定

三月 戸呂町で七軒焼失につき、古稗を利息なしに拝借させる

久慈御蔵の稗・麦等を利息付きで貸し付ける

四月 久慈御用鉄の仕様替、製作者の名義を明記する

久慈御蔵の囲碑、困窮の者へ三割の利息にて貸し付け

繫村金左衛門、山漆と里漆の実の運上を願う

七月 井上源内、家普請のため知行所の日野沢山の松の払い下げを  
受ける

江戸の江嶋屋、繫山などにて炭木の切り出しを予定。出雲流  
にて鉄山新規開業願いを出す

七月 製鉄所の許可証文

八月 繫村金左衛門、江刈などの各地へ漆の実取りに行く

九月 荷軽部村の欠落者を五人組預かりとし、息子を城中の馬屋御用へ差し上げる

十二月 繫村の金左衛門、ろうそく上納の一部を免除される

金左衛門のろうそくについて競りを申し付ける

元禄八年

正月 久慈代官交代反対の陳情願いを百姓たちが出す

久慈下代に集合した百姓の婦参を命ずる

三月 久慈通の先年の御年貢金勘定を終了

四月 雑穀勘定を終了

五月 山・里漆は競りなしとなるが、金左衛門は蟻密売などで不届きにつき商売不許可となる

六月 漆の実改めに金左衛門などを派遣する

各代官へ年貢金一步の相場を申し渡す

七月 総代官へ虫害により虫祭りの奨励

八月 飢饉につき、久慈などの方へ穀物改役人を派遣する

不作につき、穀物他領出し禁止と留番所の設置

九月 領内代官所へ霜枯れによる作物の被害調査役人を派遣する

十一月 買米御免となる

久慈の百姓たちが、種籾・籾大豆の借り上げを申し出たが、却下される

元禄十年

八月 九戸郡の田畑改め高郷村御内所高帳

十二月 繫村の百姓、雪崩により死傷

99

元禄十二年

正月 酒改め役人を任命する。以後、酒の訴訟は代官によらず上申すること

大工作料の日当を決める

九月 六代官へ、諸年貢取り立ては金一両錢四貫文の相場と決定

閏九月 風水害により、各代官所へ税金の減額を指示

十月 久慈へ川崩検地役人を派遣する

元禄十四年

五月 砂鉄山・炭木山枯渴のため、鉄の他領商売を禁止とする

十月 公儀へ領内損毛高を報告する

元禄十五年

正月 久慈・軽米に貸し付けた雑穀の利息を御免とする

三月 火事にあつた繫村川代の百姓に稗三駄貸し付け

五月 当年の御役紫を免除

六月 年貢金の砂代一分の相場を決める

八月 山形通の雑木などを十分一役代金で上納

不作で穀物高値のため、穀留めを実施

十一月 雑穀改め役の派遣

十二月 領内の米・大豆の買い上げ値段を決める

元禄十六年

正月 久慈代官の勘定を勤める役人名

四月 戸呂町にて火事、類焼三軒

六月 六代官所の餓死者・死牛馬、御救金・雑穀等の員数の報告書を江戸へ上げる

七月 悪田のため餓死した二又村合戦場の百姓の年貢金を決める

八月 久慈・軽米通山形にて猿・鹿の被害が多いため鉄砲使用を許可

110

108

108

107

九月 尾州一文字屋、凶作につき久慈ふとう横津山鉄山を閉山、貸借精算の上帰国する

十月 一文字屋、百姓借入金の手形を返却

十一月 繫村の百姓たち、久慈の山から春木払い下げの願い

宝永元年 112

六月 旱による田畑の損害を江戸へ報告する

宝永二年 112

小十二月 米・酒の値段を決める

宝永三年 113

二月 戸呂町百姓より金山見立て証文が出る

五月 給所百姓拝借金、御蔵百姓と同様無利息・五年賦となる

七月 小国・霜畑村にて狼荒れ、人にも害を加えるので、脅し鉄砲を願い出る

八月 在漆は百姓の自攬とする

宝永四年 113

九月 荷軽部村より狼害による牛馬の用心として脅し鉄砲を願い出る

宝永五年 114

四月 鋤(やりかんな)の秋田商売を望む戸呂町の者に通行証文を出す

七月 戸呂町村の鉛山見立てを願い出る

宝永六年 114

十月 関などへ盛岡領移出の大豆押留め役人を派遣

宝永七年 114

三月 久慈・軽米の堰や堤・橋・道路普請の書き上げ  
火事火元の者、縄下のほかに罪を重くする

四月 各代官所へ、凶年続きにより未納年貢を半分に軽減するよう  
に指示

正徳四年 115

二月 久慈代官の勘定終了

八月 領内に漆かき役人を派遣する

久慈通などへ税金取り立て役人を派遣する

正徳五年 115

二月 久慈・軽米などへ年貢金や小役金の取り立て役人を任命

久慈代官の勘定終了

三月 久慈代官の交代

久慈・軽米百姓より検見願いが提出される

久慈の雑穀勘定の役人名

五月 久慈・軽米の検見願いが許可となる

田名部・佐井村の能登屋などからの久慈遠嶋山開発願いが許可となる

久慈嶽山開発願いが許可となる

開発の山境確認の役人立ち会い

久慈開発の山願い人、礼金不納につきお咎め

九月 久慈通の漆かきを命ずる

十一月 凶作により久慈通へ穀留め役人を派遣する

享保二年 118

六月 繫村の百姓に嫁入りを約束した者、婚約不履行につき所払い

となるが清涼院法事につき御免となる

八月 漆かき奉行を任命

享保三年 118

九月 久慈などへ漆かき奉行を任命

十一月 久慈・軽米へ送る制札の伝馬証文を交付する

享保四年

六月 荷軽部村のもめ事不取締りにより代官が辞任を願ひ出る

119

久慈代官の交代

七月 荷軽部村に紛争があるため、代官相役辞任の申し出が不許可となる

八月 久慈通などの漆かき奉行を任命

久慈通の漆かき奉行帰参

享保五年

九月 久慈通などへ漆かき奉行を派遣する

120

十月 凶作につき、久慈などへ穀留め役人を派遣する

十二月 米・大豆の値段と酒の値段、久慈・軽米の酒は四文増し

凶作につき、久慈などへ穀改め役人を派遣する

享保六年

臘月 酒の値段を決める

121

享保八年

九月 大風雨による領内減取高調へ

122

享保十年

九月 川井村日損の検分

123

川井村減取の目録書き上げ

享保十二年

九月 早による作物の損害額、公儀へ書き上げ

123

十月 荷軽部村五郎右衛門らが中国鉄吹鉄銅屋を願ひ出る

鉄銅屋許可証文が出る

享保十三年

四月 久慈の出ル町の百姓名子一家全員欠落

125

八月 領内の大雨洪水の被害調査書

九月 久慈山形などへ水害の検分役人を派遣する

トピックス

近世初期の製鉄

吟味された留物の品々

漆の栽培奨励

横吹きからたたら吹きへ

惣馬改役人

享保十五年

二月 久慈通検地役人を派遣する

138

四月 久慈・軽米通へ金山見立て役人を派遣する

享保十六年

二月 小国村にて火事

138

享保十七年

四月 小国村にて火事、類焼二軒、馬六疋焼死

138

十月 繫村にて火事

享保十九年

十一月 米・大豆の平均値段

139

酒の値段が決まる。久慈・軽米は一文増し

享保二十年

三月 久慈村にて火事、霜畑の名子ら四軒類焼

139

元文二年

四月 久慈・軽米通などへ藩主下向金取り立て役人を派遣する

139

欠落した小国村の百姓が、伊勢参宮をして帰村

五月 五代官中へ酒値段二文増しを指示

五月 欠落した繫村馬内の百姓、帰村の上所払い御免願ひ

繫村の百姓、欠落

六月 繫村馬内の百姓、所払い御免となる

久慈・軽米などの総馬改め

九月 稲作不良につき、領内の酒値段二文増しとする。久慈・軽米

は一文増しとする

各通の検見役人を任命

日野沢・荷軽部通などへ派遣の検見役人

久慈山形大野通検分役人の帰参

大野村・山形通の検分による引金目録

十月 天候不良による凶作被害の調査

十一月 猪鹿おどし鉄砲、久慈より返却

十二月 大豆の値段

酒値段、久慈・軽米は一文増し

日野沢村にて火事、馬三疋焼死につき縄下となる

霜畑村にて火事、二軒類焼。火元は縄下御免となる

日野沢村の火元、縄下御免となる

元文三年

四月 領内総人口五万六千八百五十一人、公儀へ報告

元文四年

九月 風害による損失高、公儀へ報告

元文五年

二月 小国村にて三人殺され、物品を盗まれる

強盗殺人の犯人に処刑を申し渡す

親を殺された子供に一人扶持を下される

犯人を調べた小国村地頭清助へ褒美をくだされる

二月 お仕置を久慈定番に命ず

犯人処刑の上、さらし首となる

犯人の妻子もさらしとなる

犯人の妻子の処分

三月 文金壹分の値段を決める

四月 牛馬・犬・猫の処分、皮屋に通知すること

七月 久慈通馬改めを願ひ出る

八月 今年の作物の日損等の被害を公儀へ報告する

小国村の親を殺された子供が病死

九月 久慈通検分終了、引金目録

十月 霜畑・小国村などの久慈通引金覚

鶴の黒焼きを拝領した久慈通の者の名簿

寛保二年

三月 貸上金の本田・新田割合を決める

十月 久慈・軽米の振駒十分の一取り立てして上納

寛保三年

二月 戸呂町村総高の内、五石九斗余を本役地に願ひ出る

六月 強盗により母を亡くした小国村の子供へお助扶持を下される

六代官所へ古分銅売買の禁止を申し渡す

十二月 年貢取り立て不良の五代官を閉門とする

閉門の代官に代わり、仮代官を任命する

延享元年

六月 宗門改め総人数五万六千五百五十一人

公儀へ報告の領内人口

八月 川井村より追放の者、立ち帰りにつき入牢となる

十一月 関村三之丞の口述書披露

延享二年

154

正月 久慈通で猪狩り、繫・戸呂町・関村などの百姓、三疋仕留める

二月 関村の者が牢を破り、行方知れずとなる

久慈通の川欠けとなった場所の検地願

三月 霜畑村火事にて三軒焼失、火元は縄下となる

六月 久慈通年貢不納につき催促する

七月 税金未納の者、縄下となる

関村の百姓ら、明日処刑と決まる

十月 水害・早による作物の損害調査書

十二月 久慈の遠部地・遠嶋の木材積み出し、再願いの上許可となる

延享三年

156

三月 久慈川欠検地役人の派遣

欠落の者が出来ない様五人組ほか村方役人、代官へ心得を指示

七月 山奉行に不法行為をした百姓のため、久慈名主が戸ノ御免

久慈天下書、右同様となる

久慈の山紛争に不手際の代官、叱責を受ける

久慈代官の交代

久慈通給所の引高替地飯小高帳を百姓へ渡す

八月 五代官への触

勧進の者、町方へ入ることを禁止する

六十六部・虚無僧は庄屋・名主の承諾を得なければ宿泊を禁

止す

枯稻見分の願い、代官提出を延引する

久慈馬内山の山守り、五人組預かりの処分を許される

久慈通見分役人の派遣

九月 久慈通の見分高・引金

十二月 酒の値段を決める

延享四年

159

三月 猪・鹿荒れに鉄砲を借用

戸外でのたばこ火等の始末を命令

五月 久慈の百姓、猪おとし鉄砲を三挺願い出る

久慈通にて猪四十疋射留める

久慈湊より八戸湊へ藍玉を移出

六月 小国村の者が欠落

八月 田形不作の上猪荒れのため、見分を願う

十一月 久慈の酒改め役人を任命

寛延元年

161

六月 久慈・軽米通の総馬改め

総馬改め役人の任命と、賭・夜食の扱い方を指示

振駒の留馬と払馬の公定価格についての覚え

八月 久慈通の風水害の検分願い

九月 久慈通の検分終了

十月 代官へ雑穀高値につき高値に売買した者を取り締まるよう命

ずる

十一月 関村茂八郎より、造酒商売不振につき酒屋証文の売却願

い

久慈通へ猪おとし鉄砲十挺が貸し出される

猪退治のため、犬飼いの奨励を五代官に命ずる

寛延二年

163

正月 猪・鹿を討ち留めた数、二千疋余を江戸へ報告

二月 小国村にて火事、馬三疋焼死

三月 不作の上猪荒れにつき、雑穀・仕付銭・味噌の拝借を荷軽部・

川井・日野沢村などより願い出る

六月 久慈通などで、鹿荒れにより種蒔きの出来ない場所を調査

六月 関村の者入牢にあたり、牢番を勤めた五人組を帰村させる

関村の者一人、五人組預かりとなる

名主は年貢取り立てのため帰す

牢入りの者、無罪に備えて持地の手入れを指示

七月 総馬改め御免となる

久慈・軽米は名主改めにて書き上げる事

九月 久慈にて関村吉六らが稲刈り酒の販売を願う

久慈・軽米酒屋の稲刈り酒は内々にて販売の事

久慈通の濁酒屋を禁止

十月 凶作による損害一万二千石余を公儀へ報告

領内の凶作被害を検分

十一月 小国村の者、城中小道具係選抜につき御免の願ひ

百姓妻子、質素な衣服の着用を命ずる

十二月 領内宗門改めの総人数 七万千八百五十二人

寛延三年 170

三月 繫村にて火事、類焼三軒、馬四疋焼死

四月 繫村の名子火元にて火事、類焼三軒、火元は縄下となる

川井村の者が欠落し、搜索を命令

六月 繫村の七尺回りの杉の木を三貫文にて払い下げ

川井・荷軽部などの村々が大霜で作物に大被害を受ける

七月 久慈・軽米などの総馬改め八千三百二十八疋

九月 川井村の者、妻子を売り払い市川境へ追放される

十一月 米・大豆・酒値段を決める

宝暦元年 172

正月 暦の日を改め、二十三日市開催を近在へ知らせるよう代官へ

指示

二月 久慈代官の勘定終了

三月 久慈・軽米などの貸上金取立帳を交付

射留めた猪の数の報告 久慈通千二百八十疋

四月 関村の名子火元にて火事、類焼三軒

猪おとし鉄砲改めにつき返却

五月 繫村の者、入牢となる

八月 検分の村割

久慈・軽米の見分役人名

お仕置きをした繫村の者、繫にて一日さらしとなる

名主による牛改めの実施を指示

繫村の者のお仕置の処置を野田代官へ報告

繫村の二人、強盗の嫌疑がはれる

繫村の者三人、盛岡領にて強盗殺人を犯す

強盗殺人犯、重罪及び家屋没収となる

強盗殺人の者の扱い、以後油断なく取り扱うこと

地頭寛平は名子の取り扱い方不十分につき、罰金を科せられたが御免となる

繫村名主伊五郎は、無宿の者を放任したことにより戸メとなる

九月 総馬改めの禁止事項を申し渡し

繫村の名主、戸メ御免

各代官へ住所不定の者の宿泊を禁止、これに違反しない旨の

一村切りの証文提出

繫村の者が盗み取り質入りした品々

久慈通などの検見分帳の清書が出来る

久慈八日町孫太夫、関村沢内山にて中国流製鉄所の新設を願う

中国流鉄鍛冶証文を交付

十一月 五代官へ年貢諸出金取り立て出精を指示

強盗犯の家屋敷、親類へ払い下げ

十二月 酒・米・大豆の値段

宝曆二年

180

正月 久慈代官の交代

二月 久慈代官の年貢勘定

久慈の年貢未納の百姓、未進書に捺印する

戸呂町村などの百姓、年貢金を三月まで延納

四月 久慈代官より一里飛脚にて、鶴商売禁止の申し渡し

関の万平へ、麴屋証文の返納

戸呂町・荷軽部村の揚地払い下げの願い

六月 江戸の借金と凶作につき、御蔵給所へ貸上金を命令する

七月 久慈・軽米の総馬改め 六千九百拾四疋

十一月 米・大豆・酒の相場を決める

酒は久慈・軽米一文増し

十二月 戸呂町村にて鉄銅屋をしていた地頭惣五郎親子が、銅屋大工

に殺害される

犯人を軽米代官所にて詮議

宝曆三年

183

正月 久慈代官の交代

二月 久慈代官の年貢勘定役人名

戸呂町の者、一部未納あるも年貢皆済

九月 八戸通・軽米・久慈は不作につき見分願

久慈通検分終了

十月 風水害による被害報告書

十一月 久慈通などの酒改め

宝曆四年

185

正月 久慈代官所より猪討ち鉄砲の拝借願

久慈村孫太夫より製鉄礼金延金の願

三月 久慈代官、山形通を視察

四月 繋村の獵師庄十郎、鉄砲を拝借する

八月 霜畑村関の遠部地山より榎(ぶな)の切り出しと紺屋染灰焼

願

榎切り出しと紺屋染灰証文が出る

検見帳、引金帳を代官へ渡す

九月 久慈通にて大雨大洪水

十月 久慈通洪水の川欠け検分願

繋村の者三人に獵師札が許可となる

小国村の山にて、榎・たもの木・紺屋染灰焼の証文願

十一月 繋村にて火事

十二月 関村吉左衛門、酒帯代永代払いの願

トピックス

熊獲り名人の三五郎

久慈地方の製鉄業

塩の道

山争論

宝曆五年

196

正月 久慈の獵師、猪二百七疋・猿三十二疋討ち留める

二月 久慈遠部地山の材木、丸木舟用に久慈浦より大久喜まで回す

三月 小国村にて火事、馬二疋焼死

七月 久慈八日町孫太夫の鉄吹き証文を取り上げる  
九月 凶作につき、村々の濁酒屋・麴屋に休業の命令を出す

十二月 家族全員の欠落多し  
他領住居を望む者があれば、村方に重科を申し付ける

204

十月 霜畑・小国などの村々より、凶作につき味噌拝借を願ひ出る  
川井・荷軽部などの村々より、味噌・雑穀拝借を願ひ出る  
霜畑・小国などの村々より、雑穀・味噌拝借の明細

七月 志和を除いた久慈・軽米などの領内馬改め員数 久慈・軽米  
六千三十一疋

十一月 久慈村の殺人犯、死罪の上さらしとなる

川井・荷軽部・日野沢・戸呂町村より味噌拝借願ひの手形を提出

四月 川井村にて火事

宝曆八年

199

正月 軽米・久慈代官の任命

九月 久慈通の漆かき一本のお礼銭

宝曆九年

205

三月 久慈八日町伝兵衛、百姓救いのため、稗を安値にて販売する  
繫村にて火事、土蔵・馬屋焼失、持馬八疋・高三石四斗九升七合

二月 繫・霜畑・川井・荷軽部村、下地となる  
繫村源四郎より荒地へ仕付願ひ  
荒地より収穫の粟・稗を上納  
関村の制札場修復費用見積もり

四月 繫村にて火事

四月 関村の制札場、同村大工に落札となる

五月 霜畑村にて火事、馬三疋焼死  
戸呂町村にて火事、馬三疋焼死  
久慈通の餓死者と行方不明者の調査書

三月 繫村の新田の十分の一分を上納する

となる

三月 関村制札場、同村大工に落札となる

繫村・小国村・霜畑村・川井村・荷軽部村・日野沢村・戸呂町村の書き上げあり

四月 川井村の木幡新蔵拜知にて火事、七軒焼失  
川井村木幡新蔵拜知にて火事、三軒焼失、火元甚三郎は縄下となる

六月 長内村孫兵衛、野田・山形の荒鉄を平湯へ積み出し願ひ

荷軽部村木幡新蔵拜知にて火事

荷軽部村にて火事

川井村・荷軽部村の火事困窮の者から、畑仕付け種代の拝借を願ひ出る

七月 当年領内の荒地高調査書

五月 繫村源四郎より新田蒔付けの願ひ書

閏十一月 久慈にて金山と見立てた山が鉄山なので工事中止

六月 小国村にて火事

山形通の百姓、拝借していた稗の返済期限がきたが、不相統の百姓のため、困り稗の願ひ

六月 川井村・日野沢村の制札場の普請願ひ

七月 川井村・有家村・日野沢村の制札場修理を申し出る

久慈・軽米の総馬員数調査目録 六千三百二十疋

繫村にて風祭りの酒席で喧嘩、被害者は死亡する

繫村より殺人者の助命願いが出されるが、却下

殺人事件の関係者、五人組組預かりとなる

宝暦十年

212

正月 久慈通代官の交代

五代官へ博打・拔参の禁止令

四月 戸呂町にて火事

五月 貸上割当金三分の一取り立て

七月 領内の総馬数書き上げ

十月 五代官へ貸上金の上納を割り付け

久慈・軽米通などへの貸上金の取り立て役人名

五代官へ貸上金取り立ての催促

関村吉六、酒造休業の願い

五代官へ年貢・諸出金の催促

久慈通などへ催促係役を任命

宝暦十一年

214

正月 五代官の博打・抜け参り禁止と安役地・無役地へ金目増を命ずる

久慈・軽米へ囲い初代上納の期日を指定する

三月 繫村の性悪な女を離縁とする

六月 久慈・軽米の馬改めの期日が決まる

九月 久慈通の不作見分による引金

十一月 関村吉六、濁酒造酒願いが許可となる

久慈通などの年貢金上納が捗らないので、再度催促役人を派遣する

十一月 久慈にて焼けた木が払い下げとなる

久慈通百姓、猪荒れにつき鉄砲五挺を拝借する

宝暦十二年

215

正月 久慈代官の交代

二月 当年領内での揚地調査書

領内総高改めの書き上げ

久慈通の狩り留めた猪の数の報告

三月 五代官所にて猪・鹿を討ち留めた褒美を百姓へ配分する

五月 久慈の小国山などにて、金・銀山を見立てる

金・銀・銅山開発につき、田地支障の有無の問い合わせへ

百姓よりの口上書

八月 金山が御手山となる可能性もあるので、着手書提出を命ずる

九月 関の吉六へ濁酒証文を出す

関の吉六所持の酒桶一本使用が許される

十月 当年領内の人別帳五万二千八百八十九人

宝暦十三年

220

二月 久慈通勘定の日程決まる

軽米・久慈通年貢皆済につき、名主へ褒美

三月 久慈の薫陸（くんのこ）山証文が出る

五月 久慈通へ鉄砲四挺拝借

久慈銀山御用掛かりの任命

久慈銀山の開発着手を命ずる

六月 年貢金取り立て値段を決める

鴈沢村長之助、久慈銀山へ派遣

久慈・軽米の総馬改めの期日が延びる

七月 久慈銀山の勤務時間を知らせるため、鐘突き常番を置く  
霜畑村にて火事、火元の者五人組預かりとなる

七月 久慈銀山の鉾石を差し出す

久慈銀山の試し吹き

八月 久慈銀山の試し吹きが成功する

久慈銀山下奉行を任命する

久慈百姓より見分を願ひ出る

洪水にて家が流れる

繋・小国村などより、洪水にて流れた家の数を報告

関村ほか山形地方、通行不能となる

領内の洪水の被害の調査書

洪水にて収獲皆無となる

久慈通などへ洪水被害調査の役人を派遣

洪水被害の解決を藩へ申し出る

繋・川井村などの洪水による被害の状況

九月 戸呂町・日野沢・荷軽部村などの洪水被害

久慈通の検地終了

公儀へ提出の洪水被害報告書 一万七千余石損耗

山形通などの洪水による検地・見分に派遣される役人及び村割

検見に代官相役が出役のため、残り代官一人勤務となる

山形御蔵・給所見分帳を係役人へ渡す

山形通の見分終了、見分目録を差し出す

山形通の年貢引金が決まる

十月 久慈銀山証文が出る

山形通の見分による引金の目録

久慈百姓から野馬御免の願ひが出るが、野馬の飼料は続ける

ようにとの命令

久慈銀山役人へ遣わす諸道具

十月 洪水による困窮の百姓、志和へ移住させるとの代官の上申書

久慈・軽米の困窮の百姓の離散を食い止めるように代官へ指示

牛馬の飼料皆無につき、留馬売却を願ひ出たが却下される

十一月 荷軽部村から火事の報告書

十二月 久慈銀山入用の米・味噌を田家へ申しつける

明和元年

正月 戸呂町村などでの猪討ち留めの覚え

小国・霜畑村などより、洪水による田畑の検地を願ひ出る

繋村より前年の年貢増加分の御免と検地なしを願ひ出る

討ち留めた猪の数、猪百疋

三月 繋村などの炭焼き人の名簿

小国村六助へ猟師鑑札が下りる

関村三五郎へ猟師鑑札が下りる

久慈通など年貢不納につき、催促日限を申し出る

久慈通の検地終了

四月 久慈銀山の見分役人を派遣

繋村にて火事、三軒焼失

荷軽部・川井村などの木幡新蔵拜知、洪水にて百姓困窮につ

き、検地御用捨の願ひ

五月 久慈銀山を休山とする。銀砂は地頭吉六預かりとする

久慈通の御山札銭上納日限の指示

六月 久慈銀山の勘定

久慈銀山金銭勘定出来上がる

七月 当年の総馬改め御免とし、役銭三十文宛上納の事となる

総馬改め実施の願ひ、却下となる

七月 久慈八日町伝次郎、久慈銀山証文を返却する

明和四年

246

久慈銀山経営を申し出る者があつたら、代官に取り次ぐこと

十一月 久慈・軽米百姓より貸上金上納延期の願いが却下される

閏十二月 久慈通などの貸上金取り立て催促の命令が出る

明和二年

240

二月 久慈通の検地賄入方帳、所在不明となる

久慈の野馬飼料の村高書き上げを提出のこと

久慈名主の作右衛門などを呼び寄せる

三月 久慈・軽米通の金目願いを差し出す

川井村にて火事

八月 久慈よりの総見分願いが却下される

高松寺より繋村の強盗殺人犯の妻子の帰村願いを出す

十月 久慈通の早害風害の見分が延期となる

十二月 戸呂町村から買い上げの馬代金、代官より上納の指示

明和三年

242

三月 霜畑村猟師三五郎、熊一疋仕留める

四月 久慈新町と日野沢村の制札場普請の見積もりを命ずる

五月 繋村などの百姓から出された糊拝借願いが許可となる

宿下がりした霜畑村出身の陸尺へ出勤を督促する

陸尺出勤延引の理由を尋ねる

九月 久慈通の年貢やその他の税金を全部佐藤伝三郎へ渡すことを

代官へ命ずる

十月 戸呂町村などへの野馬冬飼料預けの人数書き上げ

十一月 米・大豆・酒などの相場書

十二月 久慈より大豆・蕎麦の積み立てを命じたが、大雪にて蕎麦を

つき兼ね、蕎麦の代わりに大豆の石増証文を願い出る

二月 五代官所の総牛数書き上げ 千八百三十一疋

日野沢生まれの者、病身につきお暇となる

三月 関村へ五万枚の楯柁の確保につき、問い合わせ

五万枚の楯柁の輸送を船にするか牛方にするかの伺い

四月 小国の右衛門五郎の開墾願いが許可となる

小国村の御用楯柁を勝手に移送したので、始末書を出す

小久慈村・繋村の下地願いが許可となる

久慈百姓の餓死者の名簿、御預稗の残高報告の指示

五月 久慈百姓の稗拝借願い、二割半の利付きで許可となる

関村の楯柁二万五千枚は湊まで輸送し、残り柁は来春まで延

期するので、売り払い自由とする

七月 軽米・久慈通などの総馬改め、役銭は一疋につき三十文

八月 軽米・久慈などへ無役地・安役地改め役人を派遣する

領内の無役地・安役地改めの大図目録が出来る

領内の明屋敷開発改め大図書き上げ

明和五年

250

二月 久慈代官の内勘定、山形通は雪道のため延引となる

久慈などの射留めた猪・鹿の数

四月 久慈代官の交代

五月 貸上金一石二分にて取り立て

九月 久慈・軽米などの総馬改め目録が出る

明和六年

251

五月 川井村にて火事、火元縄下御免となる

嵯峨忠吉拝知百姓、類焼する

博労札焼失の荷軽部村弥助、縄下となる

七月 鉄山御用掛かりを任命

九月 久慈通の檣柁割職人と船乗り人が命じられ、川井・荷軽部・霜畑村の者が選ばれる

五代官所へ大豆買い上げの割り当て

米・大豆・酒類の値段書

明和七年

十一月 川井村の嵯峨忠吉拜知にて火事、類焼者なく科料なしとなる

安永元年

二月 久慈代官より申し出の年貢皆済手形の記載は従来通りとする

三月 久慈通百姓より、三日市太夫次郎御祓取り立てについての口上書

鉄山御用炭焼き遅滞につき、日野沢村地頭長右衛門・荷軽部

村地頭久次郎・川井村地頭与平次・平次郎入牢となる

六月 久慈総馬改めの日程

九月 繫村にて火事、持馬七疋怪我なし

稲刈り酒・新酒値段書

安永三年

二月 久慈通で討ち留めた猪・鹿数の報告

安永四年

閏十二月 領内損毛を公儀へ届ける

安永五年

三月 小国村にて火事、馬一疋焼死、類焼一軒

小国村火元、手当御免となる

戸呂町・日野沢・霜畑・関・小国村などの博労札免許の人名

六月 麻疹流行につき、久慈通などへ祈禱札を配布する

八月 久慈通の青立田形見分願いが許可となる

九月 新酒の値段

十月 関村吉六など新酒造りを許可された在酒屋の人数

濁酒屋・麴屋の許可者を入札にて決める

十一月 霜畑村にて火事、他より預かりの馬一疋焼死

繫村の者、拝借稗の利息を上納する

十二月 お買い上げ大豆の値段を決める

使用しない酒桶を封印のこと

安永七年

正月 久慈などの代官交代

五代官所の欠落者の始末書を書き上げる

久慈通などの揚地高書き上げ

五月 小国村の猟師円之助、小熊の胆・皮を上納する

久慈通などの濁酒屋・麴屋の六月割合の礼金

法霊にて雨乞い御祈禱

閏七月 久慈鉛山見分役人の派遣

九月 天候不順による損毛高の書き上げ

十月 久慈の猪・鹿狩り留め御用の代官任命

安永八年

三月 久慈の猪・鹿討ち留めの者へ褒美を下される

稗の百姓へ貸し付け分と蔵預かりの石数書き上げ

七月 久慈・軽米の総馬数

八月 参宮帰りの川井村嵯峨万治拜知の者、所払御免を願い出る

十一月 小国村伝馬などで難渋につき、以前の金目にて三ヶ年上納のこと

久慈・軽米通などの鹿狩りの日程が決まる

天明元年

261

三月 小国村にて火事、馬八疋のうち二疋焼死

五月 戸呂町村の者など、狼を討ち留める

八月 久慈・軽米回馬の書き上げ

十二月 小国村百姓より、遠別山の隠鉄吹き小屋を焼き払ったとの口上書を提出

八月 久慈百姓より、悪天候のため諏訪明神にて祈禱を願ひ出る  
費用は高一石につき三文の取り立てとする

当年凶作につき、八戸御町三店外二店に穀物買い入れを命じたが不足、在々の重立も他所より買入れするよう代官へ命ずる

九月 関村伝馬所、人夫二人減らされる

十月 久慈通より山形通は種子皆無につき年貢引金を願う。明細書作成を指示

久慈小八郎、八日町重三郎を付き添いに秋田米仕入れに出立する  
凶作損毛高の書き上げ

十一月 戸呂町村の者、他所へ出稼ぎに出る

当年稲作皆無ながら、米の種粉はなるべく土地のものを使用すること

十月 不作につき、大豆等他領出し禁止を代官へ命ずる

蚕種は伊達領のものを使用し、蚕飼は江刈・葛巻・久慈通ばかりに伝授することを通達

小国村にて火事

天明四年

268

閏正月 強盗の頻発により、久慈代官所にて役人は鉄砲持参で詰める

小国村にて火事、馬四疋焼死

繫村にて火事

繫村の者、永久追放となる

繫村の者へ盗まれた品を返却する

二月 川井村にて火事

四月 川井村にて火事

関村の者、夜盗をし永久追放となる

犯人取り逃がしの生助に手錠、三日後御免となる

天明三年

265

二月 博打の宿を禁止する

三月 久慈通検地役人、出立する

日野沢村打ち直し検地につき、検地役人賄代を半分給付とする

四月 久慈通の検地終了

六月 小国村の金目、従来通りとする

八月 五代官へ穀物他領出し禁止令を再び出す

四月 戸呂町村にて火事、持馬九疋に怪我なし

寛政二年

275

五月 荷軽部村佐藤弁右衛門拜知にて火事、火元三人焼死、馬六疋

五月 荒田地の開発係勤方の伺い書

276

焼死、他に四軒類焼、馬七疋焼死、火元は手当を申しつけられる

寛政三年

276

川井村嵯峨志津摩拜知にて死絶の空き家火事

四月 霜畑の徳兵衛、神職となる

277

七月 疫病流行につき、御祈祷札を領内へ配布

寛政四年

277

繋村にて火事

正月 小国村にて火事

277

百姓へ御助穀を給付される。移入した大豆と大麦を配布するので、山形通は久慈三日町より運送するように通達される

三月 繋村の佐藤弁右衛門拜知にて火事  
日野沢村の中里与右衛門拜知にて火事  
十四日大風の中、山焼きにより一軒焼失

277

天明五年

271

四月 野田村の者、小国村へ転居を願い出る

閔村にて大火、山焼きにより二十五軒焼失

275

六月 川井村の者、平庭の空き地の開墾を願い出る。一里状持が雪中にて迷惑のため

荷軽部村来内佐藤弁右衛門拜知にて火事、山焼きより三軒焼失  
山焼きによる焼失の者へ稗・味噌を貸し付ける

275

七月 久慈・軽米の総馬数 五千百八十六疋

四月 閔村全村二十五軒焼失、高礼も焼失したが咎めなし

275

八月 久慈代官より、大風雨により田稗収穫、心許なくなるとの申し出

七月 久慈・軽米通などの領内総馬数 七千五百五十六疋

275

大風雨による久慈通の洪水始末書

大雨洪水の被害、代官・名主より書き上げて提出

275

繋村・川井村被害

八月 閔村の御制札場焼失、新規普請費用は郷中負担となる

275

荷軽部村・日野沢村・戸呂町村被害

領内の宗門改め人数 四万四千九百十九人

275

霜畑村・小国村被害

九月 稲刈り酒値段を決める。久慈・軽米は四文増し

275

九月 久慈通水害報告

火事被害のあった閔村吉六へ舫所より五十貫文貸し付ける

275

十一月 酒の値段

十二月 焼失の高札が出来上がる

275

天明七年

274

五月 軽米・久慈通などの馬数を調査し馬役銭取立通帳を役人へ渡す

寛政五年

283

久慈通・山形通の洪水被害調査書

正月 日野沢村にて失火、馬二疋焼死

283

三月 久慈通の川欠御検地願い高

283

十月 酒値段が決まる

283

十月 昨年野火にて類焼の者二十五人、稗代上納延期を願ひ出る  
寛政六年 284

三月 五代官所よりの御囲い稗拝借願ひが許可となる

七月 大野役所の許可判紙のない鋤・鍬などの鉄類売買禁止

十一月 買い上げ大豆不足につき、百姓所持の石数を改める

閏十一月 日野沢の者、田屋へ召喚後に入牢、賄は組賄となる

十二月 入牢者の賄、村方賄とする

久慈・軽米通百姓お救いの御用金上納の者に、お吸物・酒が出る  
日野沢の者、出牢となる

寛政七年 285

正月 久慈・軽米通牛方、他所出稼ぎの節は願ひ出るようにとの指示

二月 久慈通の天明の未納金の年譜金を延期願う

久慈代官の年貢金・諸出金取り立て勘定

久慈の川欠検地帳が出来る

四月 久慈通の洪水被害調べが出来る

六月 久慈百姓より諏訪明神にて風祭の祈禱を願ひ出る

久慈・軽米通の総馬改め

八月 戸呂町の者、再び御馬口取となる

九月 久慈・軽米通の虫荒れ霜焼け見分終了

十二月 陸尺・箱持に選ばれた者の名簿

久慈百姓騒動への対応の伺い・並びに百姓願ひへの回答

寛政八年 288

七月 久慈・軽米通の総馬改め 七千四百十四疋

寛政九年 289

四月 霜畑村の者欠落

五月 川井村佐藤弁右衛門拝地の者、欠落

六月 作物虫害につき、豊山寺の祈禱守札を領内に配布

七月 川井村石橋加治馬拝知にて火事

川井村佐藤弁右衛門拝知にて火事

川井山鉄山の見立てを願ひ出る

享和元年 290

三月 荷軽部村木幡清兵衛拝知の者、欠落

享和二年 290

六月 川井村木幡清兵衛拝知の者、欠落

八月 荷軽部村佐藤弁右衛門拝知の欠落の者が立ち帰り、所払い御免となる

享和三年 291

六月 荷軽部村佐藤弁右衛門拝知にて火事

繫村佐藤弁右衛門拝知にて火事

文化元年 291

二月 川井村の者呼び出しに应ぜず、再度呼び出しになる

五月 川井村の者など鉄山御礼金の上納延引につき、再々度呼び出しになる

繫・戸呂町村の猟師、鉄砲を新品と取り替えるようお願い許可となる

繫村にて火事

七月 川井村の者、御用済みにて帰村

五代官総馬改め

馬役錢一疋二百文増で取り立てる

久慈通などの馬改め日程が決まる

日野沢村辰之助・戸呂町村源助へ猟師鑑札が出る

八月 久慈代官の郷村回りを実施

関村吉六、酒造再開が許可となる

九月 五代官所、大豆不作につき見分を願ひ出る

見分の村割に派遣する役人

五代官所の鹿おどし鉄砲数を報告

十月 大豆不作に付き、馬飼料の大豆も上納御免願ひ

十一月 大豆不作につき、一石五百文の貸上金御免の願ひが却下される

高一石につき二升の大豆上納、当年ばかり御免となる

十二月 戸呂町村の丑松の獵師鑑札、願ひの通り出る

酒升の規格が改正される

文化二年

正月 日野沢村の喜之助、期限につき焰硝煎証文を返上する

二月 川井村喜右衛門、二ヶ年の年限で焰硝煎を許可される

日野沢村の喜之助、五ヶ年の年限で焰硝煎を許可される

五月 久慈通は近年洪水が多いため、川欠検地を願ひ出る

八月 牛馬・山役の倍增御免願ひが却下され、九月上納を命ぜられる

久慈・軽米通は川欠検地調査書を提出、当番役人御免となる

戸呂町儀助が庄内の者と漆商売のため、漆かき許可願ひを出す

九月 稲刈り酒値段が決まる。久慈・軽米通は一文増し

久慈通へ川欠検分の役人を派遣

戸呂町村獵師時太、病死につき鑑札を返上する

十一月 獵師時太の鉄砲は、自分で調べたものなので代金を下される

久慈通の川欠検地終了により、新小高帳を代官へ渡す

関村出の陸尺の者、暇を願うが宿下がりにて勤仕となる

関村長内忠太郎拜知の者、陸尺雇いで呼び出し

十二月 祖母快気まで呼び出しを延期

文化三年

八月 久慈通百姓、九月金延納願ひを却下される

文化四年

正月 五代官所の各村にて鹿狩りの命令

各村より十五歳から六十歳まで出役

鹿狩りをしない村方は吟味を受ける

小国村にて火事、馬二疋焼死

二月 川井村の喜右衛門、年限につき焰硝煎証文を返上

四月 戸呂町出の掃除坊主へ親が病身のため暇をくれる

戸呂町村惣五郎、引酒証文を返上

五月 川井村の長助、焰硝煎三ヶ年の年限で許可される

六月 大野の春松・川井の長助、下御台所前で焰硝を精製する

焰硝精製の者へ褒美が出る

七月 小国村出の者、陸尺となる

十二月 手回の小国村の者へ給与三貫文出る

トピックス

遠部地（遠別）山の榊林と紺屋灰

飢饉（けかじ）に苦しむ人々

一夜に三十軒流された大洪水

小国の親孝行

鉄山支配人

文化五年

二月 繫村・戸呂町村・霜畑村などの獵師四人、鑑札・鉄砲を返納

不作につき天明の未納金延納願ひが許可となる

297

297

294

310

三月 繫村の万之助、獵師御免につき鉄砲を返納

一石三百文の貸上金不納分、来月七日迄取り立てとなる

四月 戸呂町孫助、馬の口取小頭となる

五月 戸呂町の者ら三人、出頭を命ぜられる

七月 繫村の者たち、城中勤仕のため選抜される

取り調べを受けた川井村の者、帰村が許される

八月 岡堀村の者、家屋敷闕所となる

戸呂町村の者、孫十郎の隠炉の計画に加担したので、罰金を科せられる

川井村の者、他行外出勝手次第となる

岡堀村の者、財産を振りにかけられる

九月 大豆不作につき、乗回り見分役人を派遣

十二月 小国・霜畑村大豆不作にて引高

隠密買牛の禁止を代官へ申達す

文化六年

3 1 2

五月 小国村の者欠落

六月 小国村にて火事

小国村の獵師辰之助、火事により鑑札を焼失、縄下三日となる

なる

十月 川井村木幡清兵衛拜知にて火事、馬一疋焼死

十一月 繫村の地下頭久之丞死亡につき、兼松を跡役に任命

十二月 川井村長助・日野沢村喜之助、焰硝煎年限につき証文を返上

文化七年

3 1 3

三月 日野沢村庄之助、焰硝煎を願ひ出る

小国村にて火事

火元の三五郎、手鎖三日となる

六月 座頭総縁久慈通回村につき、伝馬を差し出す

七月 川井村の尋問ある者に対して組頭へ指図あり

関村の酒屋吉六、酒造金の延納願ひ

九月 日野沢村長内忠太郎拜知にて火事

十月 山形村長右衛門、引酒屋証文返上

十一月 川井村嵯峨要馬拜知にて火事

十二月 日野沢村庄之助、焰硝煎の採算がとれず証文を返上

文化八年

3 1 5

二月 繫村六之助などの新鍛冶へ鑑札が出る

久慈百姓の天明の年貢未納金、勘定後まで延期される

閏二月 日野沢村長之助、焰硝御札運上、五ヶ年願ひ出る

三月 川井村にて火事

江戸屋敷類焼の手伝い金上納願ひ

四月 久慈三日町裏の川除普請へ戸呂町・日野沢などの村々から加勢人足出動の願ひ

関村吉六らに紫根買ひ入れ方を命ずる

川井村より欠落

五月 霜畑村より欠落

小国村より欠落

伊達領の者、葛巻村周辺の村々に蚕飼いを依頼

牛馬役・山役銭、当年より三ヶ月倍増となる

七月 江戸上屋敷普請費用を百姓に割り当てる

八月 久慈・軽米の総馬数の書き上げ 八千七百六十三疋

文化九年

3 1 9

三月 関村にて火事

六月 小国乙名又五郎などを呼び出し

六月 小国村富右衛門、繩下御免となる

七月 小国村の者など入牢

八月 小国村山守清五郎・小国村乙名又五郎・助十郎・岩、牢舎御免となる

十一月 小国村名主嘉右衛門、戸メを命じられる  
寒造酒の値段

文化十年

二月 繫村の弥惣へ獵師鑑札が許可となる

四月 霜畑村の者欠落

六月 関村一里番の御用繁多につき、市右衛門にも勤めを依頼する  
関村の地頭役三年代わりの願い、不届きにつき関係者六人三日間の手鎖となる

七月 繫村石橋源五郎拜知にて火事

小国村富右衛門、五太力船を雇い、銚子へ材木積回り商売を願ひ出る

十月 気候不良により、大豆を除いた雑穀の積み出し禁止  
関村吉六ら、濁酒商売願いを却下される

十一月 一石三百文の貸上金上納九月割から暮まで御免、馬大豆は一升御免となる

関村吉六ら、酒造休業につき酒道具を封印される  
繫村出の箱持ち岩松、暇願いが却下となる

十二月 繫村の者らの御用選抜の名簿  
小国村の不行跡の者へ、代官の権限で処罰のこと

文化十一年

二月 小国村清五郎、孝行者にて褒美を下される

七月 小国村にて火事

324

文化十二年

三月 五代官所給所の植付高、今年より一石三百文の貸上金を命ずる

小国村にて火事、八軒焼失

五月 関村の者、入牢

六月 沢山村の者へ出頭命令

十二月 日野沢村長之助、煖硝煎証文を年限につき返上

文化十三年

五月 関村の者へ出頭命令

升の規格を丸升から角升へと変更する

六月 関村の者欠落  
関村の者欠落  
小国村獵師田之助、拝借鉄砲が傷み使用できず、取り替えを願ひ出る

古鉄砲取り替え願いが許可となる

八月 小国村にて火事

十月 久慈通の買上げ大豆受け取り人及び地域割り

文政元年

八月 霜畑・小国村、早損で難渋につき検分を願う

九月 川井村の嵯峨要馬拜知にて火事

文政二年

三月 煙硝煎方に小田村忠平がなる。日野沢村長之助は証文を返上する

五月 関の制札場大破により普請願ひ

荷軽部村木幡文内拜知にて火事、持馬二疋、持牛四疋

八月 関村出の箱持ちの者、暇を願ひ出る

十二月 霜畑村にて火事

日野沢村にて火事

329

329

326

324

文政三年

331

文政七年

338

二月 谷地の庄之助、大工鑑札を返上する  
四月 繫村にて火事、冬囲いの牛八疋焼死

佐藤進拝知百姓、類焼

五月 田地・家屋敷を所持しない霜畑の者、軽米郷へ転居

六月 久慈・軽米百姓より、法霊・神明社にて日和乞祈禱を願ひ出る

十月 荷軽部村にて火事

関村の者、部屋入りの出頭命令

十一月 小国村にて火事

米・酒の相場

文政四年

333

文政九年

340

四月 霜畑村にて火事

八月 小国村にて火事

文政五年

334

文政十一年

341

閏正月 繫村にて火事、預かりの馬が焼死する

二月 小国村の者へ出頭命令が出る

三月 戸呂町村石橋源五郎拝知にて火事

七月 久慈通百姓よりの馬役銭の残金、九月まで延納願ひに許可が出る

八月 養蚕種、盛岡近江屋へ一手配布を願ひ出る

関・川井・日野沢付近は養蚕により利益が上がると言上

文政六年

337

文政十三年

343

二月 久慈通未進上納金の延納願ひ、許可となる

三月 戸呂町村中里歪人拝知にて山火事、家焼失

九月 霜畑村にて火事

関村酒屋吉六より造酒の分一金御免の願ひ

繫村兼松より引酒の願ひが許可となる

天保元年

345

三月 小国村の獵師円之助たちが獲物を討ち留める

鉄山牛方方面付書き上げ

十月 川井村の佐藤政寿拝知にて火事、類焼

川井村嵯峨志津摩拝知にて火事

十一月 霜畑村にて火事

六月 大豆の帰牛の荷物に大野・久慈から塩を輸送、久慈湊より三日町・関を経由して葛巻へ輸送することを命ずる

繫・戸呂町村の検地役人、及び組割

検地の制札

小国・荷軽部・繫村などの検地の村割

領内総検地実施につき、久慈通より検地を開始

繫村佐藤進拝知にて火事

小国村富右衛門より木材の船積み入れを願ひ、許可される

六月 繫村佐藤進拝知にて火事

七月 荷軽部村木幡文内拝知の者を指名手配、見つけ次第逮捕のこと

七月 小国村富右衛門より木材の船積み入れを願ひ、許可される

正月 繫村佐藤進拝知にて火事

五月 関・小国・霜畑の村々は、久慈八日町名主六右衛門触所に編入される

七月 久慈・軽米通の総馬改め目録 八千七百三十一疋

九月 岡堀の者、部屋入りに雇用される

十月 小国村獵師福松、熊を討ち留める

繫村佐藤政寿拜知にて火事、持牛馬四疋

十二月 関村市右衛門、地頭役免職となる

天保二年

二月 繫村佐藤政寿拜知の者欠落

三月 繫村の者欠落

四月 戸呂町村の者欠落

霜畑村の者欠落

五月 小国村富右衛門、久慈積み御雇船へ木材積み合わせを願ひ、許可となる

関・小国村の極窮の者、稗代の拝借願ひが許可となる

六月 荷軽部村の者欠落

七月 川井村嵯峨志津摩拜知にて火事

十月 小国村長吉など、家の内に番所建設のため借り上げ

十一月 戸呂町獵師金次郎たち、熊一疋討ち留める。城中角御殿学校へ運送のこと

天保三年

五月 久慈大川目の川筋普請出人足の願ひ書、小国・霜畑・繫などの村々は遠所にて除外

六月 大川目村の川普請が終了

十一月 繫村万右衛門ら、盛岡領との境古人に任命される

荷軽部村佐藤右衛門拜知にて火事

天保四年

三月 久慈・軽米の大豆御買方の者、直接湊へ輸送すること

日野沢村にて野火により火事、女房・馬四疋焼死

五月 小国村にて火事、預かりの牛焼死

江刈・久慈通の仮小高帳が出来上がる

七月 百姓反対もあるが、鉄山砂不足のため砂鉄採取は土場砂で行う

八月 不作の見分のため、田畑の個人所有明細を作成する

九月 関村の者、盛岡領鹿籠鉄山へ輸送の米が取り押さえとなる

十月 領内総人数の書き上げ五万五千五百五十一人

領内の餓死の者、名主乙名より報告のこと

十一月 小国村地頭清五郎・八日町六右衛門ら、孝心の病死者に御免高を支給する

久慈・軽米百姓より、神明・法靈社にて日和乞祈禱を願ひ出る

大野村より関村までの穀改帳を御調役所へ提出

小国村富右衛門の口上書、印鑑等を家老席へ提出

十二月 久慈郷繫村などの穀改帳を提出

繫村より小久慈などまでの穀改帳を提出

久慈通などの穀改帳を代官へ交付  
穀改めの方法

天保五年

正月 久慈三日町近辺より百姓一揆騒動がおこる  
百姓ども願ひ筋ありて、久慈代官所へ集まるとの急飛脚到来  
百姓騒ぎ立ての鎮め方役人を大野村へ派遣

山形通の百姓五百人、大野に來集後帰村

二月 小国村にて火事、火元の母死亡、牛四疋焼死、内二疋は預かりの牛類焼

三月 内間木の獵師たち、熊を討ち留める

熊討ち留めの獵師へ褒美

小国村乙名より小国村の番所焼失を訴える

熊の討ち留めは冬期間だけとする

四月 川井村嵯峨速馬拜知にて火事、牛一疋焼死

五月 小国村富右衛門、呼び出される

六月 小国村にて火事

土地争いで呼び出された小国村の富右衛門、帰宅となる

天保六年

三月 日野沢村長内虎太郎拜知にて火事

五月 荷軽部村木幡文内拜知にて火事

八月 川井・日野沢村などの制札場大破につき、普請を願い出る

十一月 霜畑村にて火事、類焼三軒

天保七年

二月 久慈田屋清作、病死のため後任が目論書を提出

久慈田屋は天下書同様の職務とする

久慈田屋の後任、初筆者に決まる

八月 霜畑・小国村、安役地となる

久慈通などへの種籾改め役人を任命

不作につき、久慈山形通などへ見分役人を任命

九月 荷軽部村木幡文内拜知にて火事

関村の者、呼び出し

十月 関村の者、呼び出しに応じないので再呼び出しとなる

十一月 久慈三日町名主の目論見書が出る

十一月 川井・日野沢・繫・戸呂町・荷軽部・大川目村の百姓・乙名の連印

天保八年

二月 戸呂町村にて火事、馬四疋焼死

三月 小国村にて火事

領内百姓が拝借の稗・塩、半分時価にて秋上納のこと

四月 戸呂町村にて火事

霜畑村にて火事

五月 繫村石橋源五郎拜知にて火事

戸呂町村石橋源五郎拜知にて火事

六月 久慈百姓の御救稗を買い上げる

百姓小高帳、検地済みの久慈通へは極印付にて渡す

九月 郡村仮名附帳を書き上げる

天保九年

二月 霜畑村にて火事

四月 鉄山取立増につき、川井山などの見分を命じられる

五月 荷軽部村の者、欠落

八月 凶作につき、田畑の見分を願い出る

九月 勘定除きの人数及び振にかけられた人数の書き上げ

十一月 霜畑村にて火事、預かりの馬二疋焼死

天保十年

正月 小国村にて火事

三月 戸呂町村岡堀にて火事、焼死者二人、馬六疋焼死、預かり牛一疋焼死

荷軽部村の木幡文内拜知にて火事

天保十一年 375

三月 伝馬繁多のため、霜畑・関・小国村に命ぜられた鉄山用の炭焼きの御免を願い出る

天保十二年 375

十月 山形などの御払い馬の代金と取人

天保十三年 376

四月 川井郷木幡文内拜知にて火事

天保十四年 376

二月 藩主代替につき、荷軽部村の者ら恩赦  
信順、九代藩主となる

三月 日野沢村にて火事

弘化元年 376

正月 久慈代官の交代

二月 久慈代官所勘定、日延べを願い出る

久慈代官の勘定立会い役人

四月 小国村にて火事

清酒屋鑑札、領内へ渡す

トピックス

樽楮割に見る百姓の負担  
関村二十五軒全焼の大火  
焰硝煎は定着せず  
まごころを込めた熊送り  
金取鉄山

弘化三年 388

正月 久慈通代官の任命

久慈通打ち直し検地の実施

二月 小国村にて火事、馬二疋焼死

類焼、馬一疋焼死

三月 川井村出の掃除坊主に暇が出る

小国・関村の獵師たちが討ち留めた熊を、城中の学校にて切り立てる

熊討ち留めの者へ代金を下される

十二月 久慈通馬大豆の相場

山形より狼の子の皮を上納、代金を下される

弘化四年 389

六月 久慈代官の交代

野田通代官の判鑑を関村などの領内へ配布する

三月 関村三五郎へ討ち留めの熊肝代金を下される

四月 罪科御免の節、代官へ差し出していた料金は以後差し止めとなる

久慈代官仮役、御免となる

九月 久慈・軽米より願い出の曲馬興行が許可となる

十月 関村などの馬継場所へ印鑑及び書き方手本を渡す

十一月 酒値段割付、御調役所より出る

嘉永二年 391

正月 久慈代官の交代

四月 川井村の空屋敷へ家作の報告

七月 久慈神明社遷営費用の下付願い

七月 遷営費用の覚え

九月 小国嶽への他領獵師の熊狩り禁止

久慈代官御用承り役人、御免となる

久慈代官の任命

十二月 小国山鉄山支配人に、葛巻村徳兵衛を任命する

寒造の酒値段、久慈・軽米通は四文増し

嘉永三年

正月 久慈代官、御免となる

二月 小国村の獵師、小国嶽にて雌の大熊を討ち留める

三月 小国村三五郎が小国嶽にて雌の小熊を討ち留める

熊討ち留めの者へ褒美が出る

六月 霜畑村の者、掃除坊主となる

七月 荷軽部村木幡蔵太拜知にて火事

十二月 久慈通の馬大豆の値段

嘉永四年

正月 久慈代官御用承に任命される

小国村の獵師たち、小国嶽にて大熊を討ち留める

熊討ち止めの者に褒美が出る

四月 関村にて野火による火事、七軒焼失

五月 川井村の木幡蔵太拜知にて火事

六月 霜畑村にて家普請をめぐる争いが内済となる

七月 久慈通代官任命される

代官仮役御免

八月 川井村と関村の者の貸借、過不足なく済む

九月 来内村の木幡蔵太拜知にて火事

十一月 寒造酒値段、久慈軽米通は四文増し

十二月 久慈通馬大豆代を御調役所の為替大豆にて上納願ひ、許可となる

なる

嘉永五年

正月 久慈代官御用承役を任命

二月 霜畑村出の掃除坊主に暇が出る

四月 久慈代官任命される

代官仮役御免

五月 小国岡ノ沢鉄山に切り流し見分命令が出る

七月 小久慈・長内百姓より、小国平庭鉄山切り流しによる河川汚濁のため、鉄山支配人又兵衛から普請金受け取りを願ひ出る

濁のため、鉄山支配人又兵衛から普請金受け取りを願ひ出る

嘉永六年

三月 熊一疋討ち留め、代金と褒美が出る

四月 荷軽部村木幡蔵太拜知の者欠落

戸呂町村の長内官助拜知にて火事、馬一疋焼死

六月 戸呂町・日野沢・川井・繫村などの獵師、鑑札を返上する

七月 川井・日野沢・小国・繫・荷軽部村の百姓三百人、鉄山願

い事ありて集まる

取鎮方役人・名主を派遣

八月 不作につき、久慈・山形通などの見分に役人を派遣

九月 小国・川井・日野沢などの者へ鉄砲鑑札が下りる

十月 小国村などの者へ獵師鑑札が下りる

稲刈り酒値段

十一月 領内の旱損願ひ高の書き上げ

安政元年

正月 五代官所年貢金調べの書き上げ

久慈代官交代する

396

395

399

402

409

二月 五代官所内の獵師と鉄砲所持の者を報告

閏七月 繫村の佐藤弁右衛門拜知にて火事、女一人焼死、馬四疋焼死

八月 久慈代官の交代

十月 稲刈り酒を値上げ

十一月 小国村地頭、清五郎から清三郎へ交代する

十二月 酒値段、値上げになる

小国村の者欠落

安政四年

410

二月 繫山鉄山支配人に葛巻村徳兵衛を任命、支配人勤中苗字帯刀許可となる

三月 葛巻村安之助へ鉄山支配中、造酒の礼金御免となる

四月 小国村で火事、持馬十八疋

五月 久慈・軽米・八戸廻の味噌・塩入用の百姓、名主の指図を得て買い調えること

閏五月 荷軽部村木幡文太夫拜知にて火事

六月 繫村佐藤弁右衛門拜知の者欠落

十月 川井村と小国村の不調法の者、追放御免となる

安政五年

412

五月 中野元叔、久慈役医に任命

関村久蔵へ紺屋鑑札を交付

九月 酒の値段

天保十一年の死絶の者の年貢、不納高は親類にて上納する

十月 戸呂町山と日野沢山に鉄山を新設する

十二月 酒の値段

法事につき、川井村の者たちの追放を許す

安政六年

414

正月 八戸廻・久慈通などの貸上金の取り立て役人を任命

五代官所の拝借御救金の利息取り立て役人を任命

四月 霜畑村富五郎へ紺屋鑑札が許可される

六月 川井村木幡文太夫拜知にて火事

十月 久慈通出河原検地、新川流路分を減税

十二月 女猪を討ち取った者に金百疋下さる

繫村百姓より、不作のため繫鉄山からの鉬鉄運送御免を願い出る

久慈通の小者給料、高一石につき一朱の割合で取り立てる

万延元年

416

二月 年貢・諸出金に、銭での上納願いが許可となる

文久元年

416

正月 五代官所の御救拝借金の利息取り立て役人を任命

六月 久慈・軽米の牛馬役銭取り立て役人を任命

九月 久慈名主より振駒の時の出勤手当を願い出る

文久二年

416

正月 八戸廻・久慈通貸上金取り立て役人を任命

御救拝借金利息取り立て役人を任命

三月 小国村の獵師が熊一疋討ち留める

小国村の獵師三五郎、熊一疋・小熊二疋討ち留める

四月 関村の者、手錠御免

七月 麻疹流行につき、領内にお守り札を配布

文久三年

418

四月 繫村佐藤重右衛門拜知にて火事、野火にて焼失

六月 日野沢村獵師の兼、獵師鑑札の扱い粗略につき手錠の刑となる

八月 川井村佐藤重右衛門拜知にて落雷火事、牛三疋焼死

川井村佐藤重右衛門拜知の不行跡の者、市川境へ追放

九月 小国村より家出の者、永久搜索となる

元治元年

419

二月 日野沢村の者欠落

八月 戸呂町村などの馬を振取り

九月 川井村木幡文太夫拜知の者、手錠を申し渡される

手錠御免となる

人馬錢二百文増しとなる

慶応元年

421

正月 五代官所の拝借御救金の利息取り立て役人を任命

二月 荷軽部村喜四郎など、獵師鑑札が許可となる

三月 小国村の砂川普請へ出勤の者に酒代が出る

四月 人馬錢不足につき、再度増額を願ひ出る

八月 五代官所の舩錢の上納金を増額

牛馬役錢倍増

酒屋・麴屋・質屋等御札錢倍増

九月 人馬錢三百文増を願ひ許可となる

十一月 山形通の村々、大豆不作につき、大豆買い上げ一石二斗のと

ころ一斗になる

右願ひ、大川目・関は不許可となる

慶応二年

422

正月 戸呂町村の者が城中手回りに選ばれる

二月 関村・岡堀村の者、城中手回りに選ばれる

久慈八日町元治郎、戸呂町村の山にて砥石材料掘方を願ひ出る

久慈三日町重八より、小国村などから朴板積み出しを願う

三月 荷軽部の論山見分

小国村地頭長次郎退任につき、目論書を提出

久慈湊村弥兵衛より、沢山などの鉄を岩城へ積み出すことを願う

願う

八日町元次郎、戸呂町山の稲荷平にて砥石堀を許可される

四月 荷軽部村と戸田村郷中で境界争い

小国村地頭の目論見を提出

小国村地頭長作、無筆のため福右衛門に決定する

五月 日野沢村の制札場普請の見積もり

荷軽部村百姓たちより、戸田郷中と論山の山を再度荷軽部郷

六十軒に預けてほしいと願ひ出る

六月 久慈湊定右衛門より、石巻へ鉄の積み出し願ひ

川井村制札破損につき、普請費用が出る

荷軽部郷よりの願ひ書を直接提出の指示

川井村の者、小坊主役御免願ひ

七月 川井村の制札建替の見積もり

制札建替料三両徴収を命ずる

八月 金取金山人夫より倅の陸尺奉公御免願ひ

九月 霜畑村にて火事

小国・霜畑村などより、雨天続きにより乗り回し見分願ひ

小国・関村などより作柄見分願ひ

十一月 戸呂町・日野沢・荷軽部・川井・繫村などより作柄見分願ひ

荷軽部村の佐藤政寿拜知の者たち、村へ引き取りを命ぜられる

関村松太郎・周蔵、川井村徳三郎、引酒証文願書を出す

十二月 宮古播磨屋より宮古への鉄の積み出しを願う

川井村治郎兵衛より、猪胆を献上

- 二月 川井村長右衛門、狛師鑑札を返上
- 四月 久慈の困窮の者へ稗を貸し付ける  
荷軽部村にて火事、馬二疋焼死
- 六月 総馬改め役人の費用不足、宿掛りより取り立て
- 九月 久慈通の不作見分終了

## 村方史料

### 【概説】 村に伝わる古文書

### 一 長内家文書

- 元禄四年年貢金受取証文
- 元禄六年年貢金受取（四石一斗余の土地）
- 元禄七年年貢金受取証文
- 元禄九年年貢金受取証文
- 元禄十年年貢金受取証文
- 元禄十三年御年貢金請取証文
- 享保三年年貢金受取証文
- 享保四年年貢金取立証文
- 享保五年年貢金取立証文
- 享保六年年貢取立証文
- 享保七年年貢取立証文
- 享保九年年貢取立証文
- 享保十年年貢金取立証文
- 享保十一年年貢金受取証文

享保十三年年貢金受取証文

享保十七年年貢金受取証文

元文二年年貢受取証文

元文三年年貢受取証文

延享四年年貢受取証文

寛延三年年貢受取証文

寛延四年年貢取立証文

宝暦二年年貢受取証文

宝暦三年年貢受取証文

宝暦四年年貢受取証文

宝暦五年年貢金請取申事

宝暦六年年貢受取証文

宝暦七年年貢受取証文

明和元年年貢受取証文

安永六年年貢取立証文

天明三年年貢諸繫金取立証文

天明六年年貢取立証文

寛政三年年貢金請証文

鉄売却札金の受取証文

鉄三駄の鉄売却札金証文

鉄売却札金の受取証文

家屋敷分与証文

家祝帳

### 二 三上家文書

日野沢長右衛門の寺請状

永代売渡証文

浪人・虚無僧取締りの公儀触書

金銭の借用証文

借用証文

畑の永代売渡証文

名久井長苗代代官日澤兼人の辞職願

箱持ち人足の暇願い

大豆買上高の村請証文

藩からの金子借用証文

日野沢村地頭長右衛門より久慈名主宛の口上書

滝山鉄山鍛冶の跡目の願い

### 三 中村家文書

人質入れの金子借用証文

金子借用の人請状

金子借用証文

久慈通知行所の年貢金取立証文

476

### 四 田代家文書

柳平三十郎の寺請状

家屋敷の永代売渡証文

畑の永代売渡証文

甚八の寺請状

荷軽部村の谷地長右衛門の検地証文

畑・家屋敷の永代売渡証文

増都職免許状

481

丹内・熊野山大権現の奉納書  
坊号免許状

### 五 中居家文書

繫村地頭支配の乙名人名

田畑等の永代売渡証文

### 六 小右衛門家収集文書

山立の秘伝

山神祭文

### 七 大森氏収集文書

新鉄銅屋開業の証文

新銅屋開業の証文

役職上納の申上書

酒代受取証文

御用状延刻の申し出

489

### 八 木地谷家文書

天保□□□□ 萬□□□□

### 九 馬場家文書

萬覚帳

### 十 参考

492

589

689